

岩手県告示第61号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年1月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年12月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社みちのく園芸
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市黒沢尻三丁目4番25号
 - ウ 代表者の氏名 菅原勉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第4852号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年12月21日付けで土木工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年1月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社多田建設
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市綾織町下綾織38地割86
 - ウ 代表者の氏名 多田勝美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6928号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年12月27日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年1月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社サトー住建
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市桜台二丁目10番16号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤正伸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第9568号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年1月4日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成23年1月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 刈屋工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市墓目第4地割7番地
 - ウ 代表者の氏名 刈屋幸一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9805号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年1月4日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。